

第 30 回 I T T O 理事会の結果プレス・リリースの解説

1. 「目標 2000」：2000 年 11 月の第 29 回理事会で「熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成」に向け最大限速やかな達成に取り組むことを再度宣言した。

2. **I T T O の基準・指標報告様式**：2000 年 11 月の第 29 回理事会で「目標 2000」達成のための取組として、生産国で各国ごとに「目標 2000」実施の障害となっているものは何かを明らかにし、これを克服するための具体的行動計画や戦略を作ることが重要であり、このため次の点の支援を I T T O が行っていくことを決議した。

各国の「目標 2000」の実施状況を的確に判断することが重要であることから、I T T O の基準・指標を活用して、例えば各国の伐採の方法や量が計画に沿って行われているか等を簡便に調査し報告できる様式を I T T O が開発する。

さらに、この様式による調査結果を基にして、I T T O が各国へ診断ミッションの派遣等を行う。

「目標 2000」への取組（計画実施，予算等含む）が各国内でも重点的に、かつ透明性を確保しつつ行われることを目的として、各生産国の大臣の下に「目標 2000 委員会」を設置することに対し I T T O が支援する。

今次理事会では、事務局より I T T O の基準・指標を基にした 89 項目の質問形式の報告様式が提出された。

3. ITTOの基準・指標報告様式について（抜粋、仮訳）

「目標 2000」の各国における取組状況把握のため、ITTOの基準・指標のマニュアルを基に生産国で記入しやすいように89項目（Item）の質問形式に整理された。以下に国レベルでの報告様式について、7つの基準の要点と基準毎に1つのItemを抜粋し掲載した。

基準 1 . 持続可能な森林経営のための条件整備: 持続可能な森林経営のために必要な政策・法的枠組み、経済的枠組み、機関的枠組みが整備される必要がある。

政策・法的枠組み: 持続可能な森林経営を行うためには、永久森林への侵害の防止や、最適な経営施策による管理が重要である。

Item 1: 下表の項目について法・政策・規則が現存するか「はい」(+）、「いいえ」(-)で記入する。（指標 1.1）

	法	政策	規則
生産・保全・保護の国家目的			
永久林（生産等のための常時森林）の設立と保護			
土地所有権と森林に関する所有権			
森林経営のコントロール			
森林伐採のコントロール			
侵害のコントロール			
森林作業者の健康と安全			
地域社会の参加			

基準 2 . 森林資源の確保: 持続可能な森林経営は長期計画であり、国家森林地域の安定性と安全性に依存している。

森林資源の内容（タイプ）: 全ての土地利用計画は持続可能な森林経営を確かなものとするために重要である。

Item 28: 下表に恒常的に森林以外の土地利用（例えば農業）へ転換された土地、永久林へ追加された土地の面積を記入する。（指標 2.4）

永久林の変化	面積（1000ha）
前回報告地域	
農業地への転換地	
移住地、インフラ開発への転換地	
他の目的への転換地	
追加された土地	
永久林の現在の面積	

基準3 . 森林生態系の健全性と状態: 森林の状態及び健全性は、人間活動や自然災害による大気汚染、火災、洪水、病虫害の急襲からの影響を受けることがある。

保全と保護方法 : 人間活動と自然からの悪影響を減少させることができる方法を追加する。

Item 33: : 病虫害の侵入を防止する検疫や衛生上の手続の存在と実行について記入する。(指標 3.3)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫と衛生上の手続 : ・ 責任機関 : ・ 近年の変更 : ・ 改良提案 : ・ 可能性のある制限 : |
|--|

基準4 . 森林からの生産フロー: 森林からの生産物は、経済的・財政的に実行可能で、環境に好ましく、社会的に受け入れられるものである場合には、長期的に持続的であることができる。

計画手続 : 森林がもたらす生産物とサービスは、長くしっかりとした効果的な計画手続きによる林業活動によってはじめて社会に必要なものとして還元されるものである。

Item 42: 永久林において収穫計画に基づいて収穫された区域の面積を記入する。(指標 4.5)

森林タイプ名	生産林			収穫計画による地域の割合
	収穫計画による(1000ha)	収穫計画によらない(1000ha)	計	

基準5 . 生物多様性: この基準は、生態系、種及び遺伝的多様性の保全と維持に関連し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝形成の多様性、経営ガイドライン、モニターリングと評価の分野からなる。

経営ガイドライン : 生物多様性に対する国家保護への貢献は、生産林におけるいくつかの管理手段によって実施されることができる。

Item 61: 障害のない状態の各森林の代表的、または、特殊的な部分の維持のための国家ガイドラインを記入する。(指標 5.7)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン : ・ 責任機関 : ・ 近年の変更 : ・ 改良提案 : ・ 可能性のある制限 : |
|---|

基準 6 . 土壌と水 : この基準は森林の土と水の保護を取り扱っている。この重要性は、第一に森林内の土や水の生産性・質とそれに関連する水中の生態系の維持に関連を持つこと、第二に森林外における重要な役割を担うことにある。

保護の程度 :

Item 68: 十分な緩衝帯により保護された水路、内水面、マングローブ林、その他湿地の延長の割合を記入する。(指標 6.5)

保護される縁・辺	緩衝帯	
	延長 (KM)	割合 (%)
水路		
内水面		
マングローブ		
その他湿地		
合計		

基準 7 . 経済的、社会的、文化的側面: この基準は森林の経済性、社会的及び文化的側面を取り扱っている。良く管理された森林は、レクリエーションやエコーツーリズム、加工業における投資と雇用の創出による福祉や人々の生活の向上にも貢献する。

地域住民の参加 : 各森林施業レベルにおける地域住民参加は、森林経営・保全・開発における透明性と責任を確実とするために不可欠である。

Item 88: 先住民、地元住民、森林住居者、その他の森林依存住民による森林を基礎とする経済活動への参加の程度を記入する。(指標 7.17)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 : ・ 最近の参加状況 : ・ 予定された改良点 :

(参考資料)

国際熱帯木材機関 (ITTO) の概要

1. 設立の目的

ITTOは、熱帯林の適切かつ効果的な保全と利用の重要性に鑑み、経済成長と環境保全の両立を図り、持続可能な開発を目指すことを目的とした国際機関である。

2. 設立

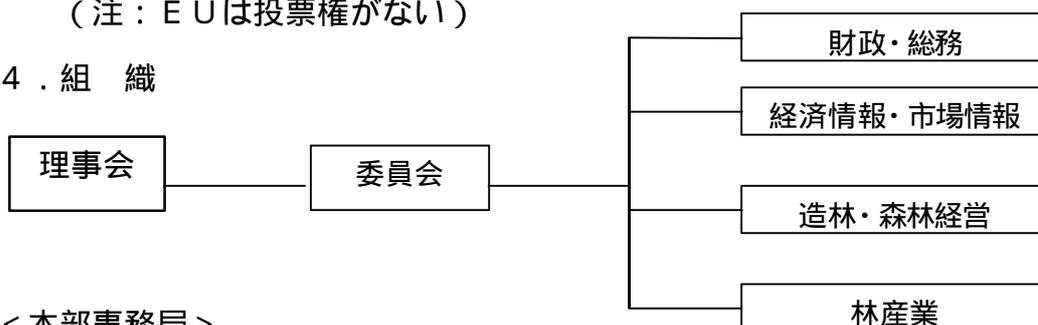
1985年4月1日に発効した「1983年の国際熱帯木材協定」(83年協定: ITTA、1983)に基づき、1986年に設立された。現在は、1997年1月に発効した「1994年の国際熱帯木材協定」(94年協定: ITTA、1994)の下で、引き続き活動を行っている。現行協定では、「熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを2000年までに達成する」という「2000年目標」を達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めることが目的の1つとして盛り込まれている。なお、2000年5月の第28回理事会で、2001年1月1日から3年間の延長が決議されている。

3. 加盟国数等

生産国30カ国、消費国25カ国の計55カ国とEU

(注: EUは投票権がない)

4. 組織



<本部事務局>

- ・事務局長: Mr. マノエル ソブラル フィリョ (ブラジル)
- ・職員: 2000年10月現在、事務局長を含め合計32名(うち邦人16名)
- ・所在地: 横浜市西区みなとみらい パシフィック横浜 横浜国際協力センター 5F

5. 活動状況

第30回理事会(2001年6月、カメルーン)までに約490件のプロジェクト等を採択し、熱帯木材生産国の持続可能な森林経営等の活動を支援してきた。プロジェクトは、熱帯木材貿易の統計情報整備、熱帯林の管理・経営、未利用樹の利用等に関する事業等を実施している。

政策面でも、国連持続可能な開発委員会(CSD)の下での森林に関する政府間フォーラム(IFF)の活動に大きく貢献してきたほか、主要な成果は以下の通り。

- (1) 2000年までに熱帯木材の全輸出货量を持続可能であるように経営されている供給源からのものにすべきという趣旨を含む行動計画の策定(1990年)
- (2) マレーシア、サラワク州の伐採量削減の勧告(1990年)
- (3) 天然林経営(1990年)、人工林経営(1991年)、生物多様性保全(1992年)、森林火災対策(1996年)の各ガイドラインの策定
- (4) 熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標の策定(1992年策定, 1998年改訂)